

○西紋別地区環境衛生施設組合廃棄物の処理及び 清掃に関する条例施行規則

〔 昭和 57 年 3 月 30 日 〕
〔 規 則 第 1 号 〕

改正	昭和61年 1月 8日	規則第 1号	平成14年 3月27日	規則第 1号
	平成元年 3月31日	規則第 1号	平成24年12月27日	規則第 2号
	平成 2年 3月30日	規則第 1号		
	平成 5年 3月10日	規則第 1号		
	平成 9年 3月31日	規則第 1号		
	平成10年 3月27日	規則第 1号		

(目的)

第 1 条 西紋別地区環境衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」という。）の施行については、別に定めるものを除く外、条例第 14 条の規定によりこの規則の定めるところによる。

(し尿処理手数料)

第 2 条 1 回のくみ取り量が 250 リットルに満たないときは、250 リットル相当額を徴収する。

(許可申請)

第 3 条 条例第 4 条及び第 5 条の規定により、許可を受けようとする者は、許可申請書を組合長に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第 4 条 組合長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、許可すべきものと決定したときには、当該申請者に対し許可書を交付する。

2 前項の許可書の有効期限は 2 年とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。ただし、条例附則第 1 項ただし書きに規定する紋別市の処理区域においては、昭和 57 年 4 月 10 日から適用する。

附 則 (昭和 61 年 1 月 8 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成元年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成元年 4 月 2 日から適用する。

附 則（平成 2 年 3 月 30 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 2 年 4 月 2 日から適用する。

附 則（平成 5 年 3 月 10 日規則第 1 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 1 号）

（施行期日）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 27 日規則第 1 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 27 日規則第 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 紋別市の処理区域についてのし尿処理手数料は、当分の間、改正後の規則第 2 条の規定にかかわらず、同条中「250 リットル」を「200 リットル」と読み替えて適用する。

附 則（平成 24 年 12 月 27 日規則第 2 号）

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。